

地方分権に係る提案について

令和元年11月25日

産業保安グループ 電力安全課

1. 地方分権提案について

- 平成30年度の地方分権提案で、経済産業大臣の登録を受けた電気工事業者等に対する危険等防止命令を国から都道府県へ権限移譲し、電気工事による危険及び障害の発生の防止のための措置がより迅速かつ確実に行われるようにすることを求めるとの提案があった。
- 本提案に対する対応として、経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令（27条）については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずるとなっているところ。

○電気工事の業務の適正化に関する法律とは
（電気工事法）

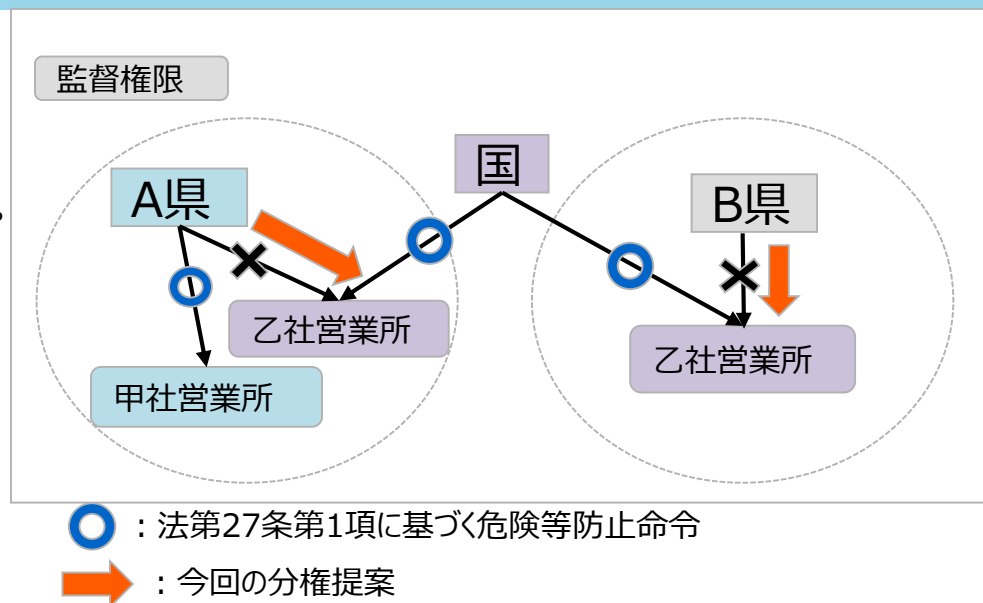
電気工事業を営む者の登録等、業務の規制を定めている。

1. 電気工事の所管（監督権限）

- 一の都道府県のみ営業所がある場合：都道府県
- 二以上の都道府県に営業所がある場合：国

2. 監督に関する事項

- 業者に対する危険等防止命令（法第27条）
- 登録の取消等（法第28条）
- 業者に対する報告及び検査（法第29条）



2. 都道府県における電気工事業法の運用実態に関する調査結果

- 電力安全課、内閣地方分権室連名で都道府県に対し、知事の登録を受けた登録業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を実施。

《調査結果》

1. 電気工事業者が実施した工事に起因した事案の覚知
 - a. 電力会社の停電（波及事故）：0件
 - b. 火災：2件（1県）…エアコン配線、屋根置き太陽光施工不良
2. 危険等防止命令発動実績：0件
3. 登録の取消処分：0件
4. 県内の国所管の電気工事業者が法27条に抵触する可能性のある事案についての覚知はなかった。
5. 連携強化に必要な措置
電気工事業者情報、危険・障害の発生情報、処分事例といった情報共有、連携強化を希望。
6. 都道府県への並行権限委譲
 必要：11県 不必要：36都道府県

	必要(11県)	不必要(36都道府県)
主な理由	<ul style="list-style-type: none"> 警察、消防のような県内機関との円滑な連携により迅速かつ確実な対応が可能 支障事例の有無に係わらず事故防止の観点から必要 県民の安全安心のため迅速な措置を行う必要あり 都道府県知事は、大臣よりいち早く危険を察知可能 地方分権の流れに沿っている 	<ul style="list-style-type: none"> 国所管事業者については、国が一元的に監督・指導する枠組みが望ましい 都道府県は国登録の業者の業務内容等を把握していない 並行権限付与は責任の所在が不明確、事業者が混乱する 国との調整に時間がかかり迅速化の効果が見込めない 国と連携して対応すれば十分 基礎自治体の長に権限を移譲すべき

3. 電気工事に起因する事故について

- 事故報告が義務づけられている自家用電気工作物（需要設備）での事故全体と比較して、電気工事が原因と推定される波及・火災事故はごく僅か。

自家用電気工作物（需要設備）での電気工事が原因と推定される波及事故等※

(件)

年度	2013	2014	2015	2016	2017
需要設備での電気工事が原因と推定される波及・火災事故件数	7	5	2	2	2
需要設備での事故全体件数	641	584	478	412	471

※他者への波及事故、火災（半焼以上の場合に限る）が発生

出所：電気事故報告書データベース

4. 電気工事業者に係る情報共有システムの構築について

- 都道府県への調査結果を受け、国と地方との情報共有・連携強化策として、電気工事業者情報のシステム化にむけた詳細検討を実施中。

○ 2018年度に都道府県が有する電気工事業者情報の運用管理状況等や建設業に係る国土交通省の取組について調査を実施



(参考) 国土交通省のシステム

建設業者・宅建業者等企业情報検索システム

・国と都道府県の建設業者等の申請情報を建設業管理センターで一元集約



○ 2019年度から電気工事業者情報の地方自治体との共有に関する検討調査を実施中

- システム化に向けた課題の洗い出し
- 情報共有項目の整理及びシステム化に向けた方針の設定
- システムの要件定義書案の作成、コスト試算

2020年度以降、国と都道府県が有する電気工事業者情報の情報共有システム化の実施検討に着手

実現に向けた検討課題

- ・共有項目の決定、登録・共有ルールの方策
- ・運用主体（メンテ等）、構築場所の決定
- ・電気工事業者情報のフォーマット決定、データ準備 等

